



Müller Martini Group 行動規範

2024 年 4 月

目次

1.	適用範囲および目的	3
2.	我が社の価値基準	3
3.	経営方針	3
4.	人権、職場および機会の平等	4
5.	お客様の立場で考える	4
6.	サプライヤー	5
6.1	紛争鉱物の取り扱い	5
7.	環境	5
8.	我が社の企業倫理	6
8.1	機密保持とデータ保護	6
8.2	帳簿および書類	6
8.3	所有物および資産	6
8.4	利益相反	6
8.5	贈収賄行為	7
8.6	競争および独占禁止法	7
8.7	マネーロンダリング防止	7
8.8	外国貿易、輸出検査および関税規制	7
9.	実践に関して	8
9.1	倫理的業務執行決定	8
9.2	規則受諾	8
9.3	内部通告	8
10.	最終規定	9

1. 適用範囲および目的

このミューラー・マルティニ グループ（フンケラー グループを含む）行動規範は、我が社の業務執行における価値基準と原則を規定し、倫理面や法律面、そしてプロとしての高い水準を満たす手助けとなります。この行動規範は世界中のミューラー・マルティニ グループの全従業員に適用されます。

2. 我が社の価値基準

我が社の計画および活動は、世界中のミューラー・マルティニ グループの全従業員にとって共有ベースとなる価値基準に即して行われます。この価値基準はステークホルダーに対する信頼関係の礎となり、対外に誇示できる指標ともなります。

我が社の価値基準：

- 長期的に経済性がある
- 問題解決に秀でる
- 仕事に情熱をもつ
- お客様の立場で考える
- 繙続性がある
- 高品質である

3. 経営方針

ミューラー・マルティニ グループの経営方針は、長期的視野に基づき、お客様、および従業員、サプライヤー、オーナー等、全てのステークホルダーが末永く満足できることを目指します。長期的な成功は、短期的な利潤追求より重要な目標であると私達は考えます。

企業文化として、常日頃、責任感を持ち、信頼を築き、継続性を保つことに努めます。次世代に向け、社会的側面や地球環境面も踏まえた上で、我が社の継続、および我が社のビジネスの将来を確立することは、私達の責任にかかっています。

相互における信頼と尊重の気持ちを忘れず、率直に意見が言える企业文化を目指とし、保守的な会計ポリシーと野心的な経営戦略と両者の最適なバランスを目指し努力します。我が社の役職員は仕事に熱意を持ち、経営者の立場で考えることにより、模範を示し、責任感と人間的な態度をもって部下のやる気を促進するべきです。

私達はプロとしてのコミュニケーションに努め、従業員に対しても、お客様およびサプライヤーに対しても、社内や報道機関および広報活動においても、提供する情報は明確かつ正確であるべきです。

4. 人権、職場および機会の平等

我が社の従業員は経営成功の骨組みを担っています。職場および生産現場は、事故や病気、又はその他の安全を損なう可能性のある危険を回避できるよう整備することによって従業員の健康を守ります。安全性および健康に害があると思われる問題には速やかに対応することが求められます。

ミューラー・マルティニ グループは、国際的に認められた国連の人権擁護を尊重、支持し、

- 全ての個人の人間としての尊厳、プライバシー、個人の権利を尊重し、
- 意見の自由と表現の自由の権利を保護し、保持し、
- 従業員に対する身体的および精神的虐待などの扱いを、一切容認しません。

ミューラー・マルティニ グループは、職場におけるいかなる種類の差別やハラスメントをも許容しません。特に、国籍、人種、性別、年齢、宗教、性的志向、ハンディキャップ、その他、法の保護のもとにある個人的特徴がこれに含まれます。従業員一人一人が違うということを、私達は尊重します。

ミューラー・マルティニ グループは、強制労働、義務労働、児童労働を絶対許容しません。

児童労働の禁止

ミューラー・マルティニは、児童労働を一切容認しません。我が社は、現地の法定最低年齢に達した従業員のみを雇用しており、ビジネスパートナーやサプライヤーにも同様の年齢制限を要求しています。

強制労働、義務労働の禁止

強制労働および義務労働は、一切禁止されています。ビジネスパートナーは、雇用条件として従業員から身分証明書、パスポート、労働許可証を取り上げてはいけません。

報酬

報酬は、適用される法律、既存の拘束力のある貿易協定および労働協約、ならびに関連する国家の最低賃金法に基づきます。我が社は、最大許容労働時間に関して適用される法律および（国際）労働基準を遵守し、残業時間を含む労働時間が、法律で認められる最大限度を超えないようにします。

5. お客様の立場で考える

私達の企業活動は「お客様のお役に立つ」ということを最重要項目としています。商品の革新的ソリューションとお客様の利益となるサービスを探求し、開発するには、オープンな企業文化がその前提条件となります。品質と精密さ、お客様へのサービスに妥協は許されません。

我が社の商品はお客様にとって安全で信頼のおけるものでなければなりません。それは私達の務めです。私達は工業規格、および製品の安全に関わる全ての関連法と規準を遵守します。

我が社は、専門技術者がお客様のもとに直行できるよう世界各地に拠点とサービス網を備えています。我が社の代理店には、卓越した技術力とコミュニケーションスキルを持つ販売およびサービスのプロフェッショナルがあり、業界の強力なパートナーとしての座を確保し、お客様にご奉仕いたします。その為には常に研鑽に励み、最新のノウハウを習得します。

消費者の利益が関連する限り、我が社は消費者を保護する規制ならびに適切な販売、マーケティングおよび情報慣行を遵守します。

6. サプライヤー

サプライヤーがこの行動規範の原則を遵守する、または同等の行動規範を適用することに、我が社は期待しています。さらに、サプライヤーがそのサプライチェーンにもこの行動規範を導入するよう、奨励しています。

我が社には、サプライヤーがこの行動規範を適用しているかを、体系的かつ正当な理由に基づいて検証し、文書を要求する権利があります。これは、アンケート、評価、または監査の形で実施する場合があります。

それでもこの行動規範の遵守に疑問が残る場合は、サプライヤーに、適切な是正措置を講じ、それをミューラー・マルティニ グループの担当者に報告するよう要求します。必要に応じて、提携関係は終了します。

6.1 紛争鉱物の取り扱い

我が社は、人権侵害、汚職、武装グループへの資金の流れなどを防止するため、紛争鉱物を我が社の製品に使用しないよう細心の注意を払って行動しています。ミューラー・マルティニのサプライヤーは、違法または非倫理的な方法で物品や材料を調達して製品を製造しないこと、紛争地域や高リスク地域の鉱物を使用しないことに、同意するものとします。問題のある鉱物には、スズ、タンタル、タングステン、コバルト、金などがあります。

7. 環境

ミューラー・マルティニ グループは地球環境保護の原則を私達の義務ととらえ、我が社の責任について考えます。お客様のニーズに応える高品質の製品を開発し、機能性、精度、エネルギー効率で自然資源を節約し、環境保護に関する適用法規制を遵守します。

例えば新製品の開発、新しい製造ラインや建築物インフラストラクチャーの計画等でも、我が社のビジネス活動が環境に及ぼす影響を考慮します。我が社の製品および製造現場の効率や性能は常に改善されています。ミューラー・マルティニ グループは、エネルギー、水、材料などのリソースを持続可能かつ効率的に利用しています。お客様がシステムのライフサイクル全体にわたって持続可能な運用ができるよう、サポートします。

8. 我が社の企業倫理

我が社のビジネスは公平と誠実をもって行い、社内規定を守ることはもちろん、現行の法規制も遵守します。そしてこれらの規定の内容はもちろん、その趣旨にも従います。

8.1 機密保持とデータ保護

我が社のビジネス機密やノウハウといったものを含め、機密情報および内部情報は許可なく不当に第三者に渡したり、公になることがないよう、細心の注意を払います。従業員が個人の利益のため、または不当な目的や違法目的のために機密情報を利用したり、持ち出し、漏洩、公開することを禁じます。法律により、機密保持、データ保護法、またはデータセキュリティの違反は、直ちに報告しなければなりません。我が社は個人情報保護に関する法規制を守ります。情報の操作や捏造はしません。

我が社は従業員およびサプライヤー、お客様の個人情報保護に細心の注意を払います。現地の個人情報保護法に即した形で、ミユーラー・マルティニ グループの従業員の個人情報は相互の義務および職務上の必要がある時にのみ使用されます。

8.2 帳簿および書類

我が社のビジネス過程は、実際の出来事に相応した（真実を公正な）形で、時を経ず、正確かつ完全に記録されます。

我が社の帳簿およびその他の書類は、禁止された変更、捏造、または不正なアクセスからは保護して保管されなければいけません。

8.3 所有物および資産

ミユーラー・マルティニ グループの所有物、知的財産、資産、設備などは細心の意をもって取り扱い、保全保護に努めます。これらのものはミユーラー・マルティニ グループとその関連会社の業務目的のためにあり、個人の利益や不当または違法な目的のためにあってはなりません。従業員の業務から生ずる全ての業績成果は、該当国の権利法規定の範疇におき、ミユーラー・マルティニ グループのみにその権利が認められます。

私達は第三者の所有物、知的財産、資産を尊重します。

8.4 利益相反

ミユーラー・マルティニ グループと利益相反する行為、または会社に不利に働く可能性のある行為や個人の利益にしかならないと思われる行為を禁止します。副業やミユーラー・マルティニ グループ以外の任務、親族や友人などが携わる事業パートナーとの契約、ミユーラー・マルティニ グループの事業活動と競合する事業活動に関わることなどが、特にそのような例として当てはまります。利益相反およびその可能性が考えられる場合、速やかに会社の上司または社長に申し出、実際に利益相反に該当するか審査の上で、最も公明正大な形で事情の対処に当たります。場合によっては処置決定の場に当事者は立ち合いません。



8.5 贈収賄行為

私達は贈収賄の誘いに応じず、贈収賄行為を許容しません。仕事関係での贈答品や接待、便宜等は、その値段価値や頻度が程々で、その土地の慣習や現行の権利といった状況に見合う、適用される法律に準拠する場合のみ、受け入れます。そのような贈答品や接待、便宜等は、

事業決定に影響を及ぼしてはなりません。我が社は、現金やそれに準ずる金券といったものの受け取りを禁じます。つまり、注文、契約、その他のビジネスやサービスにおいてその相手を特別扱いしたり、不当に状況維持を取り計らう、または当事者同士に利益相反が生じる可能性のある場合などです。お客様や事業パートナーの従業員およびその代理人（家族や友人など）に賄賂やその他の不法な支払い、高価値な便宜サービスを与えたり、約束したりすることを禁じます。

8.6 競争および独占禁止法

私達は独占禁止法とその関連の法規制を守り、市場において品質やサービス、値段に基づく公明正大な取引を行います。特に、値段設定や市場分割、市場制限、事業提携のボイコットや回避などにつき、談合や申し合わせ、競合他社との情報交換に関わりあいません。

8.7 マネーロンダリング防止

マネーロンダリングとは、違法に得た金銭や資産を、合法的な金融および循環的な収入の流れに動かすことです。我が社は、マネーロンダリングを防止する法的義務を満足しており、犯罪または違法に得た資産を隠蔽または投入する取引には関与しません。

8.8 外国貿易、輸出検査および関税規制

ミューラー・マルティニ グループは、当該の事業活動の国に適用される外国貿易、関税、禁輸、CBAM（炭素国境調整措置）、テロ対策に関する全ての規制、条例、規定、および支払い取引の関連規制および条例を遵守し、事業および貿易パートナーにも遵守する行動を求めます。

全ての従業員は、担当分野に適用される外国貿易および関税規制、ならびに国境を越えた物品輸送、技術、またはサービスに関する外国貿易および関税規制を遵守し、事前に担当の輸出/関税部門に相談する必要があります。関税および輸出検査を担当する部門は、適用される規制および規定に基づいて事前に輸出入を確認する必要があります。

9. 実践に関して

9.1 倫理的業務執行決定

私達は日々、倫理的な考慮を伴う決定を行い、これはミューラー・マルティニ グループの資産価値や会社の繁栄、評判に影響を及ぼす可能性があります。熟慮の上で決定を下すためには以下の質問を自問自答すべきです。

- その決定は長期的にもミューラー・マルティニ グループのためになるか。
- その決定およびその顛末がマスコミ報道されることになった場合、ダメージを受ける恐れはないか。
- 外部でミューラー・マルティニ グループを代表して行動する際や、適切な決定を下す能力が低下していないか。
- その決定権が自分にあり、ミューラー・マルティニ グループのリスク許容範囲であるか。
- その決定が倫理的に正しいものであるか、合法であるか。

もし懸念や不安な点がある場合は上司に指示や意見を
求めてください。

9.2 規則受諾

全従業員がこの行動規範を熟知し、その規定に従って行動することを期待します。この行動規範に違反した場合、雇用関係の終了も含め、相応の処分が下されることがありますのでご注意ください。

9.3 内部通告

従業員および事業の中で、何か特定の行為がこの行動規範に反すると良心から危惧する者は、以下の中立的な「インテグリティホットライン」内部通告システムを通じて、そのような行為を通告することを奨励されます。

<https://mullermartini.integrityline.io/>

そのような通告は内密に取り扱われます。良心的信条からそのような通告に及んだ者は、その通告により雇用関係で悪影響を受けることはありません。従業員の通告やクレームは、速やかに審査し、それに対処します。

10. 最終規定

この行動規範に記載されている基本理念は、グループ系列内や子会社など、それぞれの段階に応じ、さらに社内規定や規則が補足されます。

この行動規範は、ミューラー・マルティニ社の 2024 年 4 月 17 日の取締および執行役員会議にて議決され、2024 年 5 月 1 日より施行されます。この行動規範は多数の言語に翻訳されています。言語により内容に差異が生じた場合は、ドイツ語版を基準とします。

この行動規範はいかなる変更を加える場合にも、ミューラー・マルティニ社の取締役会の承認が必要です。

2024 年 4 月 22 日ヘルギスヴィル市にて ミューラー・マルティニ社



マーティン・ウイプフリ 取締役会長

ブルーノ・ミュラー 最高経営責任者

Müller Martini Holding AG
Sonnenbergstrasse 13
6052 Hergiswil, Switzerland
電話番号 +41 41 632 68 68